

令和5年3月28日

所沢市教育委員会
教育長 中島 秀行 様

所沢市文化財保護委員会
委員長 林 宏一

所沢市指定文化財の指定について（答申）

令和3年12月14日付所教文保第161号で諮問のありました所沢市指定文化財の指定について、下記のとおり答申します。

記

1、次の文化財を所沢市指定文化財とすること

（1）木造千手観音及び両脇侍像

2、文化財の概要及び指定理由については、別紙のとおり

新指定文化財概要

種 別	有形文化財／彫刻
名 称	木造千手観音及び両脇侍像
員 数	3 軀
時 代	平安時代
所 在 地	所沢市大字上山口 2 2 0 3 番地
所 有 者	金乗院
概 要	木造千手観音立像（秘仏本尊） 【形状】一木造、彫眼、泥地に漆塗（紅殻漆か）。像高 7 9 . 5 cm。 宝髻^{ほうけい}を結び、髻頂^{けいちよう}に如来面を置き、天冠台周縁に十個の変化面を配す。天冠台は連珠文を挟んだ紐二条に列弁文。髪は素髪、髪際一文字。白毫相^{びやくごうそう}を表わし、耳朶^{じだ}は環状、三道を刻む。条帛^{じょうはく}はなく、肩衣^{かたぎぬ}に裙^{くん}を着け、さらに裙の上に腰布をあてる。体の正面に合掌手、宝鉢手^{ほうはつしゅ}を表わし、左右に脇手^{わきしゅ}（左右共に一六本）を配す。光背は舟形の板光背。台座は一六方三段葺き八角二段框座からなる三重蓮華座。 【備考】金乗院本堂（観音堂）の秘仏本尊として伝来。『山口観音略縁起』（年不詳）によれば、聖武天皇の勅願により諸国行脚中の行基菩薩が此の地に至って靈験を受け、霊木を求めて千手観音と両大士を手ずから彫刻した尊像と伝える。後世の補修等が見られるが、様式表現等に藤原彫刻の特徴が認められ、造像時期は平安時代後半、1 2 世紀代の制作とみなされる。簡素で鄙びた作風から地方仏師の手になるものと考えられる。 木造不動明王立像（左脇侍像） 【形状】一木造。彫眼、古色仕上げ（漆塗か）。両眼彩色（白、赤、金）。像高 1 0 4 . 8 cm。 卷髪、頭頂前頭部に蓮華を戴く。左側頭部から左肩に弁髪を垂らす。忿怒相。瞋目、左眼眇眼、口唇を強くひき結び上下歯牙を表す。鼻孔を浅く表す。耳朶環状。三道。条帛に裙、腰布を着ける。腰紐の結び目を大きく表す。左腕垂下し羂索^{けんさく}を執り、右腕屈臂し宝剣を持つ。光背なし。台座は方形の岩座。 【備考】秘仏本尊の左脇侍像。厨子入り。通例の不動明王像。様式・形制に藤原彫刻の特色がよく表れており、平安時代後期、1 2 世紀頃の制作にかかるものと推定される。条帛や腰紐等の衣文線の彫りも素朴で典型的なところが目立つことから、地方仏師の造像と判断される。 木造毘沙門天立像（右脇侍像） 【形状】一木造、彫眼、古色塗り（紅殻漆塗りか）。両眼彩色、口唇朱彩。像高 1 1 3 . 6 cm。 単髻。髪を三束に分け元結で縛る。髪は平彫り。天冠台。左右の顚顚^{こめかみ}に焰髪^{えんぱつ}を表す。顔をやや左斜め下に向け、忿怒相。瞋目。閉口。鼻孔を浅く表す。耳朶環ならず。筒袖、大袖衣、鰯袖衣^{はたそで}に袴、脚絆を着け、沓を履く。着甲。背面に獣皮を着け、甲締具、腰帶を締め、左右の肩から腰帶を通して天衣^{てんね}を絡める。左腕屈臂し宝塔を持ち、右腕高く振り上げ三叉戟を執る。光背はなし。台座は岩座。 【備考】秘仏本尊の右脇侍像。厨子入り。通例の毘沙門天像。様式・形制に藤原彫刻の特色がよく表れており、平安時代後期、1 2 世紀頃の制作にかかるものと推定される。左脇侍の不動明王像に作風が共通するところから、同時期の同一工房で造像された可能性がある。両像とも秘仏本尊に較べ正統な様式・形制を示す。 指定理由 木造千手観音及び両脇侍像は、3 軀とも平安時代後期の製作であり、所沢市域では最古の仏像である。平安時代の地方的な三尊像として埼玉県内でも貴重な事例であり、文化財的価値が高い。
担当委員	林 宏一